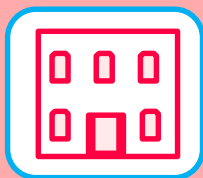


令和6年度 小林市結婚新生活支援事業補助金

♡結婚新生活を応援♡
最大30万円を補助します



住宅賃借費用(敷金・礼金・共益費・仲介手数料含む)



住宅取得費用



リフォーム費用



引越費用(業者へ支払った費用)



小林市では、結婚をきっかけとした新生活のスタートを応援するため住宅取得費等の費用の一部を補助しています。

まずは、お気軽に市こども課窓口へご相談ください！

○主な補助要件○

- ① 結婚の時期 令和6年1月1日から令和7年3月31日まで(婚姻届受理日)
- ② 夫婦の年齢 婚姻届提出時点で、ご夫婦がともに39歳以下
- ③ 夫婦の所得 ご夫婦それぞれの所得の合計額が500万円未満
- ④ 夫婦の住所 補助金申請日時点で、市内に住所があり、その住所に新生活をおくる住宅がある。

※上記のほかにも要件があります。

○ご確認ください○

- ① 申請方法など詳細は、市HPでご案内しています。
- ② 申請前に、裏面もご確認ください。
- ③ 予算額に達した時点で申請の受付を終了する場合があります。
- ④ 内容によって、費用として対象となる期間が異なります。詳しくはお問い合わせください。

小林市結婚新生活支援事業補助金に関するお問い合わせ

小林市役所 こども課

☎ 886-8501 小林市細野300番地

☎ 0984-23-1278 (平日8:30~17:15)



【小林市結婚新生活支援事業HP】

申請前にご確認ください！

新婚夫婦（婚姻日が令和6年1月1日から令和7年3月31日まで）ですか。

はい

いいえ

婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下ですか。

はい

いいえ

夫婦の所得の合計額※は、500万円未満ですか。 ※申請日時点で取得できる直近の所得（課税）証明書の額により確認します。

はい

いいえ

お二人またはどちらかが、下記の要件に当てはまりますか。

※該当の場合、所得の計算方法が異なります。

- ・貸与型奨学金の返還をしている。
(所得証明書と同じ期間の返済額を所得から引いて計算)

いいえ

はい

所得の計算結果は、500万円未満ですか。

いいえ

はい

本制度による補助を受けるのは初めてですか。

はい

いいえ
(過去に受給あり)

申請する費用（住宅取得費用・住宅リフォーム費用・住宅賃借費用・引越費用）は、令和6年4月1日から申請日までの間に支出していますか。

はい

いいえ

申請期限内に費用が発生しない場合はご相談ください

他の公的制度による家賃補助または助成金を受けていませんか。

はい

いいえ
(受けています)

ご相談ください

市税の滞納はありませんか。

はい

いいえ

♡ 申請できます ♡

市税の滞納分を納付していただければ、申請できます